

公募型プロポーザルの実施について

山本浄水場運転管理ほか業務委託の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年1月9日

宇佐市水道事業

宇佐市長 是 永 修 治



1. 業務の概要

(1) 委託業務名

山本浄水場運転管理ほか業務委託

(2) 履行場所

宇佐市大字山本1433番地の1他

(3) 業務の内容

ア. 山本浄水場運転管理ほか業務

山本浄水場の運転管理及び保守点検業務、機械・電気点検業務、旧簡易水道施設の監視及び月次点検業務

(4) 履行期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

2. 参加申込者の資格要件

本委託業務等の公募型プロポーザル（企画提案）に参加する者（単体企業）は、次に挙げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該業務に対応する次の実績を有する者であること。
 - ① 水源を河川水（表流水）より取水している地方公共団体等の浄水場施設で処理水量が1万5千 m^3 /日以上で浄水場に係る運転管理業務を常駐管理（24時間）として、公告日の前日までに1年以上元請受託した実績（業務完了およびその検査を完了し、合格したもの）を有する者であること。
- (3) 当該業務に対応する技術者について、特記仕様書第4条に定める能力を有する技術者を適切に配置できる者であること。
- (4) 公告日から契約までの間に、宇佐市において指名停止を受けていないこと。
- (5) 公告日以前3ヶ月以内に、手形交換所で不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更正計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (7) 自己又は自己の役員等（その経営に実質的に関与している者を含む。）が、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税を完納している者であること。

3. 資料等の配布方法、期間等

(1) 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、宇佐市ホームページから入手するものとする。事務局での直接配布はしない。

(2) 配布期間

令和7年1月9日（木）から令和7年2月17日（月）まで

4. 事務局

(1) 契約を担当する課の名称

宇佐市役所 建設水道部 上下水道課

(2) 契約に関する事務を担当する係

上下水道課 経営企画係 (担当: 森本・衛藤)

〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1

電話番号 0978-27-8186 (内線2242)

FAX番号 0978-33-5370

E-mail: s-keiei06@city.usa.lg.jp

(3) 仕様書等に関する事務を担当する係

上下水道課 施設管理係 (担当: 真川・小西)

〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1

電話番号 0978-27-8189 (内線2211)

FAX番号 0978-33-5370

E-mail: s-sisetsu04@city.usa.lg.jp